

## 第3章 空家等の調査に関する事項

### 1 調査の実施主体

調査は、町職員が1次調査と2次調査を実施します。

1次調査は、空家等と認められる可能性のある空家等を把握します。

2次調査は、そのうち周辺に悪影響が見込まれる空家等を改めて調査し、当該結果を踏まえ特定空家等と認められるか判断をするものです。

### 2 調査の対象地区

町内全域を対象に調査を実施します。

### 3 調査期間

1次調査は、平成28年度第1四半期中に実施しました。

2次調査は、1次調査の結果の集計等を踏まえ、2次調査用の調査票等を取りまとめた後、実施しました。

調査実施以降も、空家等の実態を継続的に把握するために調査結果に基づくフォローアップに努めていきます。

### 4 調査の対象となる空家等の種類

「第1章 6 対象とする空家等の種類」で計画の対象とした空家等について、調査を実施します。（ただし、水道設備のない倉庫等は除きます。）

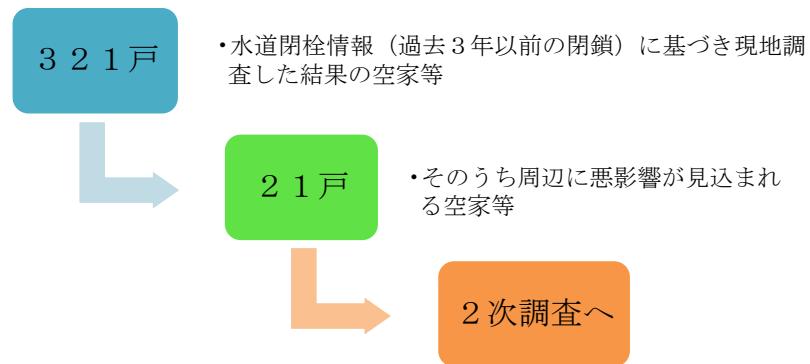
### 5 調査方法及び内容

#### （1）1次調査

水道閉栓情報及び周辺住民からの聞き取りに基づき、次の調査項目を目視により外観から判断します。

- ・建物の種類（戸建住宅、その他）
- ・空家等の種類とその状況
  - ①このまま放置すれば倒壊するなどのおそれがある
  - ②老朽化等により腐食していて衛生上良くない
  - ③外観上著しく景観を損なっている
  - ④その他放置されて周辺の生活に影響を及ぼしている
- ・空家等の所在地

○参考：平成28年度1次調査結果（平成28年6月現在）



（単位：戸）

地区名	市街化区域	市街化調整区域	計	うち2次調査
小川	131	17	148	12
大河	31	57	88	4
竹沢	6	24	30	2
八和田	0	31	31	2
東小川	15	—	15	1
みどりが丘	9	—	9	0
計	192	129	321	21

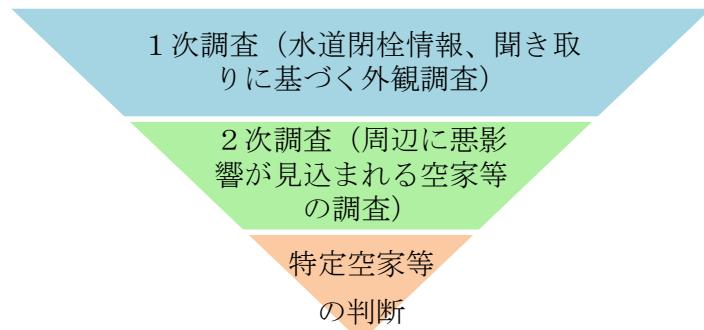
### （2）2次調査

1次調査において、周辺に悪影響が見込まれる空家等を対象に、調査項目の再確認に加え、下記に示す詳細な項目について調査を実施し、使用実態や周辺に及ぼしている悪影響について把握します。

- ・空家等の所有者等の聞き取り調査
- ・空家等の近隣への聞き取り調査
- ・外観調査
- ・所有者等が不明の場合、固定資産税台帳等を利用した調査・確認

### （3）特定空家等の判断

2次調査の結果、周辺に悪影響を及ぼしている空家等は、特定空家等と認められるかの判断に移り、特定空家等に該当する場合は、措置の実施について検討します。（第6章 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項を参照）



#### （4）調査後の継続的な把握

空家等の実態を継続的に把握するために、調査実施以降も自治会等からの情報提供や、町職員の調査等によるフォローアップに努めていきます。

また、調査結果を踏まえ、空家等に関するデータベースを整備します。



仙元山からの風景